

仕様書

1 名称

円山動物園動物園センター仮設賃貸借施設設計業務

2 業務概要

動物園センター改修工事に伴う仮設賃貸借施設の設計及び設置に必要となる各法令に基づく手続き

3 設置予定場所

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1（円山動物園敷地内）

4 契約期間

契約締結の日から令和7年2月21日まで

5 規格・仕様・与条件

- (1) 鉄骨造2階建 延べ面積150m²程度。
- (2) 1階に女子更衣室及び男子更衣室を配置し、2階に会議室を配置する。
- (3) 各更衣室にはそれぞれシャワーユニット4か所、脱衣スペース、洗面化粧台1か所を設ける。
- (4) 建物内に家庭用洗濯機及び乾燥機をそれぞれ4台設置できるスペースと排水設備を設ける。
- (5) 2階会議室は2室とし、大小異なる広さとする。
- (6) 1階及び2階にはそれぞれ風除室を設け、水はけがよく清掃のしやすい床仕上げとする。
- (7) 委託者と協議の上、利用上必要となる冷暖房換気衛生設備及び電気設備についても設計を行う。
- (8) その他詳細については委託者と協議を行い決定すること。

6 一般事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 委託者と連絡を密にし十分な打合せを行うこと。
- (3) 必要に応じ各段階ごとの草案を提出し、委託者の確認を受け業務を進めること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議による。

7 特記事項

- (1) 以下の手続きに係る資料の作成、官公庁等への提出、申請手数料及び通知書の受領は本業務に含む。
 - ア 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物許可
 - イ 建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画通知
 - ウ 仮設建築物許可及び計画通知において、官公庁等から指導を受けた場合の手続き
 - エ その他建築基準法及び関係法令上必要となる手続き
 - オ 委託者から指示のある手続き（本業務に係るものに限る）

- (2) 前項の手続きは契約期間内に完了させること。
- (3) 建築基準法第 85 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく仮設建築物の許可基準（令和 4 年 12 月 16 日施行）に適合させること。
- (4) 仮設賃貸借施設設計にあたり、事前に委託者が貸与する既存図調査及び現地調査を十分に行い、基礎形状を確定すること。
- (5) 建物設置予定詳細場所は契約後に委託者より指示する。
- (6) 建物設置の支障物となるものがある場合は委託者と協議すること。

8 提出書類

- (1) 業務履行開始時、以下の書類を委託者へ提出すること。
 - ア 業務責任者指定通知書
 - イ 業務工程表
 - ウ その他委託者の指示するもの
- (2) 業務完了時、以下の書類を委託者へ提出すること。
 - ア 完了届
 - イ 7(1)の手続き完了後の副本等
 - ウ 設計図（Jw_cad）
 - エ 建物設置に係る見積り及び概略工程表
 - オ その他委託者の指示するもの